

浄化槽をお使いのみなさまへ

保守点検・清掃・法定検査が 法律で義務づけられています！

浄化槽が適正に維持管理されていないと、汚れたままの水が流れてしまい水質の悪化や悪臭の原因になります。

浄化槽が本来の機能を発揮するために、浄化槽法に基づく保守点検・清掃・法定検査を実施してください。

保守 点検

【年3回以上】

装置・機器の点検、調整、修理の実施および消毒剤の補充等を行います。



保守点検、清掃の回数は浄化槽の大きさなどにより異なります。

清掃

【年1回以上】

浄化槽内の汚泥を引抜き、装置・機器の洗浄・掃除等を行います。



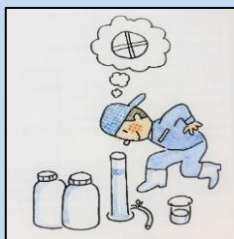
浄化槽をお使いのみなさまの

3つの義務

法定 検査

【毎年1回】

保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかなど、総合的に検査を行います。



- ・保守点検は、保守点検業の登録をされている保守点検業者に依頼してください。
- ・清掃は、清掃業の許可を受けた清掃業者に依頼してください。
- ・法定検査は、知事の指定を受けた検査機関『公益社団法人滋賀県生活環境事業協会』が実施します。

※お問い合わせは、次のところへ

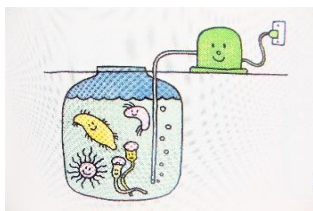
- ・最寄りの市役所、町役場 浄化槽関係担当課
- ・滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ☎077-528-3471
- ・公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会 ☎077-554-9271

浄化槽は「**生き物**」です

正しい使い方を守りましょう

浄化槽の正しい使い方

浄化槽の電源は切らないようにしてください。
(微生物が働いています)



トイレにはトイレットペーパー以外流さないでください。



便器の掃除はできるだけ薬品を使わないでください。



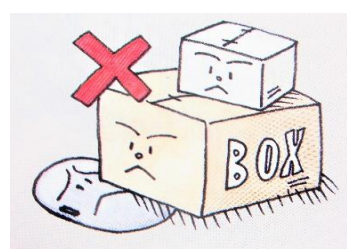
台所から野菜くずや天ぷら油など流さないでください。



洗剤は適量を守って使いましょう。



浄化槽のうえにもものを置かないでください。



一度に多量の水を流さないようにしましょう。(浄化機能が低下します)

◎下水道への接続や建物を撤去した場合など、浄化槽の使用を廃止したときは

法律に基づき『**浄化槽廃止届出書**』を必ず市町へ提出してください。

◎浄化槽の使用を休止する場合は、市町へ連絡してください。

～ 浄化槽を正しく使い、生活環境と琵琶湖を守りましょう ～

